

【令和7年9月30日公布 令和7年三浦市条例第30号】

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第
11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

26 市長に係る令和7年12月に支給することとなる期末手当については、第
2条第4項及び第5項の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第26項の規定は、同日に
おいて市長の職にある者に限り適用する。